

改 正 案	現 行
農商工等連携事業の促進に関する基本方針 第一 （略） 第二 農商工等連携事業に関する事項 1 2 （略） 3 海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項 (1) (3) （略） (4) 農商工等連携事業に対する支援の促進 国は、農商工等連携事業の推進を促進するため、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と幅広く連携して、支援事務局の整備等の施策に取り組むとともに、農商工等連携事業の取組の拡大を促進すべく、認定農商工等連携事業等に関する幅広い情報提供等に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介については、中小企業者及び農林漁業者全般に対して連携の重要性を周知するものであり、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことも踏まえ、積極的に実施するものとする。 特に、国は、事業者に対するきめ細かな支援を行うため	農商工等連携事業の促進に関する基本方針 第一 （略） 第二 農商工等連携事業に関する事項 1 2 （略） 3 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項 (1) (3) （略） (4) 農商工等連携事業に対する支援の促進 国は、農商工等連携事業の推進を促進するため、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と幅広く連携して、支援事務局の整備等の施策に取り組むとともに、農商工等連携事業の取組の拡大を促進すべく、認定農商工等連携事業等に関する幅広い情報提供等に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介については、中小企業者及び農林漁業者全般に対して連携の重要性を周知するものであり、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことも踏まえ、積極的に実施するものとする。 特に、国は、事業者に対するきめ細かな支援を行うため

、食料産業クラスター協議会を通じた支援事業を展開するとともに、関係支援機関間の連携体制の整備に努めるものとする。

なお、農商工等連携事業の成功のためには、市場のニーズを明確にとらえた事業計画の立案・実施が重要である点を踏まえ、国は、マーケティングに関する支援を中心に、支援体制を整備するよう努めるものとする。

(5) 国内の事業基盤の維持

国は、海外における農商工等連携のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

(6) 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じて経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、農商工等連携事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等に拠るものとする。

第三

(略)

、地域力連携拠点や食料産業クラスター協議会を通じた支援事業を展開するとともに、関係支援機関間の連携体制の整備に努めるものとする。

なお、農商工等連携事業の成功のためには、市場のニーズを明確にとらえた事業計画の立案・実施が重要である点を踏まえ、国は、マーケティングに関する支援を中心に、支援体制を整備するよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

第三

(略)